

平成30年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年 3月9日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	定住対策課長	鳥井 登
副 町 長	大庭 孝久	農林水産課長	佐々木 千明
教 育 長	村尾 秀信	上下水道課長	田中 秀喜
総 務 課 長	八幡 哲	建設課長	山崎 龍一
会 計 管 理 者	池田 賢一	大規模事業課長	河北 尚夫
企画財政課長	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
税 務 課 長	藤木 正英	生涯学習課長	中林 眞
町 民 課 長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福 祉 課 長	長田 栄	五箇支所長	金坂 賢一
保 健 課 長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環 境 課 長	藤川 芳人	企画財政課長補佐	石田 寛弥
観 光 課 長	吉田 隆	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	野津 浩一	事務局長補佐	中村 恵美子
--------	-------	--------	--------

1. 町長追加提出議案の題目

議 第 57号 隠岐の島町公共下水道施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 58号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、町長提出議案の議第12号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第33号「町道路線の認定、変更について」までの22議案及び議第37号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町畜産センター建築工事〕」から議第43号「権利の放棄について」までの7議案、計29議案について「総括質疑」方式により行います。

なお、諮問第1号から第4号までの4議案については、総括質疑終了後「質疑」を行います。

それでは、通告順に「質疑」を行います。質疑は現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、発言を許します。

始めに、12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮陽一）

議第43号の「権利の放棄について」、考え方をお聞きしたいと思います。

内容は、株式会社あいらんどの貸付金の二つの債権について権利を放棄するというところでございますが、今まであいらんどの解散につきましては、いろいろ報告をいただいております。権利の放棄について、今日までの経過について若干、役員の話し合いであるとか、株主の対応であるとか、そういったことについて説明いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○番外（ 観光課長 吉 田 隆 ）

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

お配りしています資料8の339ページと総括質疑資料で説明したいと思っております。

まず、株式会社あいらんの概要というところから資料をまとめておりますが、この資料は去る1月17日から23日まで、町内5地区を巡回し、町民の皆さまへ御説明させていただいた資料を1月から現在まで若干直しておりますが、基本的にはその資料をお配りさせていただいております。

まず、株式会社あいらんの概要というところがございますが、そこに書かれてあるように「隠岐の島町が全体の88.78%の株を有する第3セクターの会社です。」ということが一番に書かれてあります。次に二番の方ですが、株式会社あいらんとに関する「隠岐の島町の方針」ということで、このことにつきましては議員の皆さまには順次説明をさせていただいております。この検討方針をもって順次整理を進めてきたということが書いてございます。

そして、2ページの方ですが「今後の施設運営」ということで、新年度平成30年4月1日から新指定管理者を選定し開始する施設ということでまとめております。「ロッジおくつど」「羽衣荘」「ホテル海音里」「国民保養センターログハウス」「隠岐島油槽所」、3ページが「レインボープラザ」これは広域連合の所有でございますが、これも新たに新会社が運営するということが説明させていただいております。3ページの2番ですが、「ホテルサンライズ布施」につきましては募集しましたが応募がありませんでしたので、この利用方針について庁内の組織の中で検討中ということでもあります。「レストランうみさち」につきましても、ご報告を申し上げますが、2回の公募を行いました指定管理者の決定に至っていないということがございます。この最新情報につきましては、現在山陰合同銀行の方にも相談をしながら、島外の業者にも声を掛けていただくという形で今進めていますが、来週一度見に来るという業者も見つかっていますが、現在のところまだ未定という状態です。「その他」というところで、各地区のテニスコートとか体育館等は29年度から直営で行っているということです。

次に、株式会社あいらんの「これまでの取り組み」ということでございますが、これもご説明しているとおりの「共立メンテナンス」の業務委託を28年度末をもって解除いたしまして、29年度からは「あいらんど」が運営をしているところでございます。債務超過の負担につきましても、本年度予算を付けていただいております。「あいらんど」に対して補助金を交付して整理を行うということでございます。

4ページですが、いわゆる「共立メンテナンス」に立替えていただいていたお金、これが

1億4,400万円余り、これを交付したということでございます。

次に、町から株式会社あいらんどへの貸付金についての「債権放棄」のことが、今回の議案として提案していただいているものでございます。そして、株式会社あいらんどの解散ということでございまして、これは株式会社あいらんどの株主説明会でも方針を説明し、30年3月31日をもって解散するという説明を行いました。そして、3月18日、日曜日に「臨時株主総会」を開き、解散の決議をするという運びになっております。そして、最後の5番のところですが、株式会社あいらんどの職員の処遇ということを書いておりますが、これも報酬に基づきまして現在働いているパートも含め、職員の皆さんには新しい指定管理者の下で働けるよというということで三者合同の説明会を実施しました。それぞれ第1希望、第2希望を取りまして、なるべく個人の意向に沿うよという形でとりまとめを行い、それぞれ個別面談を実施しました。その結果、個人の都合で辞められる方もおられましたが、概ね希望どおり新しい会社と契約し働けるよという運びになっております。

なお、3月31日までは株式会社あいらんど、4月からは新しい管理者が行いますが、その引継ぎも今順次やっております、保健所の手続き、消防署への手続き等も速やかに行っております、きちんと引継ぎができる状態に現在なっております。

先ほどご質問の中にもありました、株主への対応ということでございますが、1株5万円を5,000円に減資して現在に至っております。現在はほとんど価値のない状態になっておりますが、当初、町の方でもこの株を買い取るよということも話しをさせていただいたことありましたが、この株について公金を充てるよというのは「よろしくない。」という結論を得ましたので、このことについても町内の皆さんへの説明の中でも「株の買い取りはしません。」よいうことを説明しております。なかには強くおっしゃる株主もおりましたが、「それは出来ない。」よと、株式会社よいう「やり方がよい時もあるれば悪い時もある」、よいうことよご理解いただくよいうことで説明をしております。以上です。

○12番（高宮陽一）

大体経過は分かりましたが、今回の「権利の放棄」の理由として、「債務者に弁済能力が無い」とよいうふうによ書かれておりますが、執行部の方が弁済能力が無いと判断をした理由よいうのがありましたら、お知らせください。

○番外（観光課長吉田隆）

あいらんどの経営状況につきましてはよ説明してよいるとよおり、もう経営破たんの状態でありまして、よとてもこの2,900万円よいうお金を返す能力が無いよいう判断をしてよおります。こ

の債権につきましては、株式会社あいらんどが借りておりますが連帯保証人が付いております。資金には二つありまして、一つは隠岐の島町が平成21年に貸付けたもの、そして平成8年に都万村時代に貸付けたもの、それぞれ残金が2,000万円と900万円ということになっておりまして、連帯保証人が隠岐の島町の分が3名、都万村時代の分が2名ということで、その方へ返済能力が無いかということで確認もいたしました。

このことは、顧問弁護士の津田先生にも相談し、連帯保証人にも責任があるということでございましたので順次、それぞれ面接を行い確認をいたしました。そこで全部聴き取り、または預金通帳も見せていただきコピーも取らせていただきましたが、返済能力がないとそこで判断をいたしました。

○12番（高宮陽一）

分かりました。

2月9日の産業建設委員会で「住民説明会」の報告がされておりました、その資料もここに載っておりますが、その中で住民の方々からもいろいろな意見が出ていたようですが、前の社長が勝手に出資をしたといったら語弊があるかも知れませんが、理事会の決定もせずに自己資金を出して、それが2千数百万円ですかあったと思います。これらについて、前の社長でありますとか、理事はどういった話をしているのか、少しお知らせください。

○番外（観光課長 吉田 隆）

前社長からの借入金で現在約2,100万円ほど残っております、このお金については決算もし、あいらんどは債務だということで前社長とお話しをしながら、毎月少しずつではありますが返済をしております。現在の田月社長と前社長と今回解散に至るまでのところでお話しをしております、今までは毎月返せましたが会社がなくなるともうそれは出来ませんというかたちでお話しをしております。それについては、前社長も「わかった。」というかたちをお話しをされているようです。

このお金についてどうするかということですが、顧問弁護士にも我々も相談しておりますが、当然、「経営責任」というのもあったはずだということで、一番望ましいのは「債権放棄」をしていただくのが一番良いのではないだろうかという、ご指導をいただいておりますので、その方針というか、その考え方に基づいて我々も今後、相談をしていきたいと思っております。

○12番（高宮陽一）

そういった「経営責任」ということから考えれば、自分のそういった部分は放棄して、や

はりこういった部分に充てるというのが筋ではないかと、私は思うわけで。さっき課長の方からもこれから協議していくと言うことですが、場合によっては社長が今回、権利を放棄する部分について、また何らかのかたちで金が町に入ってくるという可能性もあるわけですか、どうですか。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

本町にお金が返ってくるというのは見込みがないと考えております。

○12番（ 高宮 陽一 ）

最後にしたいと思います、本来ですとそういったところはやっぱり「経営責任」というのは果たしてもらわなければならないと私は思うのですよ。と言うのも、彼が社長の時代にも西ノ島のホテルに手を出したり、本当に町からいくら補助金を出したか。そういうのを考えますと、私はこれは本当に解散して良かったなあ。まあそういう部分では、金喰い虫がおらんようになったという部分ではスッキリするというふうには思っておりますが、そういった経過を考えたときに、本来だと社長がそれなりの“誠意”は示すべきだなというふうに思っております。

今までの経過の中で、なかなかそこら辺りは難しいとは思いますが、あいらんどが解散をしまえばなかなかそのところは難しいということも理解はできます。そういったことから考えますと、やはり今回のあいらんども、役員も雇われ役員で本当の意味での営業というものは考えてないのではないかなというふうに思いますので、そういったことが町のいろいろな施設を管理する中にも結構、雇われの理事とかおります。やはり、自分の金を出して経営をしていくんだという部分ではなかなかそれは。

本来なら行政がやるべきものではないと、こういうことと思います。将来的な町の財政計画なんか見ても特に感じます。そういったことも「胆に銘じて」、これから行政の方にもしっかり取り組んでいただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、「総括質疑」を終わります。

次に、諮問第1号から諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の質疑を行います。

諮問第1号から第4号までの「質疑」を行います。

何かございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第57号「隠岐の島町公共下水道施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から議第58号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕」までの2件を一括して議題とします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います

ただ今、議題となりました2件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

本日、追加提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

議第57号の「隠岐の島町公共下水道施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。平成30年4月1日から五箇浄化センターを供用開始することに伴い、追加する必要が生じたので改正するものであります。

議第58号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕」についてであります。今年1月以降の大雪、及び相次ぐフェリーの欠航に伴う機械設備搬入の遅れなどによりまして、年度内完成が困難となりましたことから、工期の延期を行なうため工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

以上、追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時50分）

（全員協議会開会宣告 9時50分）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 9時53分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました2件の議案について質疑を行います。

まず始めに、議第57号、何かございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第58号、何かございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

町長提出議案の議第12号から議第33号までの22件及び議第37号から議第58号までの22件、計44件について、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、予算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案44件は「議案付託表」のとおり、付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

3月12日から15日は常任委員会及び予算特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、3月16日に開催し、委員長報告、討論、採決などを行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 9時55分)